

高第 5930 号
令和 2 年 3 月 30 日

各県立高等学校長 殿
各県立中等教育学校長 殿

教 育 長

新型コロナウイルス感染症対策のための県立高等学校及び県立中等教育学校における臨時休業の実施等について（通知）

このことについて、令和 2 年 3 月 24 日付け元文科初第 1780 号文部科学事務次官通知「令和 2 年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について」を受け、令和 2 年 3 月 24 日付け高第 5851 号教育長通知「県立学校における教育活動の再開等について」により県立学校の教育活動の再開について、必要な検討、準備を進めるよう通知したところです。

県教育委員会では、県内の感染拡大防止、子どもたちの安全・安心な生活の確保の視点から、県立学校については 4 月 6 日以降、2 週間程度臨時休業とすることとし、この方針は、本日開催された「新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議」において、了承されました。そこで、県立高等学校及び県立中等教育学校における教育活動については、次のとおりとすることとしましたので通知します。

I 全県立高等学校及び全県立中等教育学校は、春季休業終了日の翌日から 2 週間程度臨時休業とする。臨時休業期間中は、生徒の学習保障のため、4 月 6 日の週及び 4 月 13 日の週に、それぞれ学年別等による登校日を設け、学習課題を課す等の必要な連絡、指導を行う。

その後、状況の推移を見定めながら、学校再開に向けて、学年別等の分散登校（一週間に 1、2 回程度の登校）、時差通学及び短縮授業など、教育活動を段階的に再開していくことを検討する。

II 入学式は、令和 2 年 2 月 26 日付け総第 3428 号教育長通知通り、規模縮小や時間短縮等の感染防止策を講じて実施する。遠足や修学旅行等の他の行事については、当面、原則として延期又は中止する。

III この方針については、今後の本県の感染状況及び国の専門家会議の意見による対応等により、変更する場合があります、その際は速やかに通知する。

※ 上記 I、II の留意事項については次のとおりとする。

《臨時休業実施の趣旨を踏まえた生徒への指導について》

○新型コロナウイルスの感染の拡大を防止するための臨時休業の措置であるという趣旨を生徒に理解させ、人の集まる場所等への外出を避け、基本的に自宅で過ごすよう指導すること。

○自宅においても、咳エチケットや手洗い等の感染症対策を行うよう指導すること。

《登校日の実施に当たっての留意事項》

1 保健管理について

(1) 感染症対策

①基本的な感染症対策

- 感染源を絶つ …発熱等の風邪症状のある者の自宅休養の指導を徹底する。毎朝、各家庭で検温させ、その状況、風邪症状の有無を確認する。自宅で検温していない生徒については、保健室等で検温させる。
- 感染経路を絶つ…手洗い、咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底する。ドアノブ等については消毒液を使用した清掃を実施する。
- 抵抗力を高める…十分な睡眠、適度な運動、バランスの取れた食事について指導する。

②集団感染のリスクへの対応

- 換気の徹底 …教室等は常に換気する。(2方向の窓等を同時に開放)
- マスクの使用…学校では人の密度を下げることには限界があり、近距離での会話や発声等も必要なことからマスクの装着を指導。

※集団感染発生のリスクを高める三つの条件が同時に重なる場を回避すること

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底② 多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮③ 近距離での会話や大声での発声をできるだけ控える |
|--|

(2) 健康観察について

- 登校時における観察、電話連絡による確認等により、健康観察を行うとともに、必要に応じて、学校医等と情報共有するなど、適切な対応に努めること。

(3) 基礎疾患等のある生徒等

- 基礎疾患等のある生徒については、健康観察を実施し体調の変化に留意すること。

2 登校日設定に係る留意事項について

新型コロナウイルスの感染の拡大を防止するための臨時休業の措置であるという趣旨を踏まえ、登校日の設定に当たっては、次の点に留意すること。

- 登校日は、4月6日の週及び4月13日の週に、それぞれ1～2回設定すること。
- 感染防止のため、多数の生徒が密集した状態で、長時間過ごすことがないようにすること。
- 滞在時間が2時間を超えないようにすること。
- 教室等の窓は、開放することを基本とし、密閉空間としないこと。
- 生徒の学習保障のために必要な指導や連絡を行うこと。
- 生徒の健康観察のために必要な指導や連絡を行うこと。
- 感染防止のため、体育館等に集合させて式典等を行わないこと。

3 臨時休業期間中の学習指導について

- 生徒が授業を十分受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、可能な限り、家庭学習のための課題等を課す等の必要な対応を行うこと。
- クラウドサービスによる学習課題の提示や生徒からの提出などが可能となるよう、

新入生に対して、速やかに「G Suite for Education」の活用のための生徒個人のアカウントとパスワードを作成し、配付すること。

4 学校行事の実施について

- 入学式については、規模を縮小して実施することとし、出席者は生徒に限ることとするほか、時間短縮、在校生の参加人数の制限などの工夫をした上で、感染防止の措置を講じること（入学式当日は、保護者・来賓の来校は御遠慮いただくこと）。
- 年度当初に学年等の生徒全体に伝達する必要がある場合には、体育館等を集めるのではなく、教室で放送等を用いて実施すること。
- 校外で実施する学校行事については、当分の間、延期又は中止とする（4月、5月に実施予定の遠足、修学旅行、研修旅行等。なお、修学旅行及び研修旅行については、延期して実施すること。）

5 部活動について

- 部活動については、臨時休業期間中は実施しないこととする。

6 海外から帰国した生徒への対応

- 次の生徒は、政府の要請に基づく2週間の自宅等での待機を経ていることを確認した上で、健康状態に問題がなければ、登校させて構わないこと。
 - ・帰国した日の過去14日以内に、「『検疫強化対象地域』に、当該地域が『検疫強化対象国』として追加された日」以降の滞在歴がある生徒
 - ・帰国した日の過去14日以内に、「入管法に基づく入国制限対象地域」に滞在歴がある生徒
- *なお、検疫強化対象地域等は今後変更があり得るので、外務省及び厚生労働省のホームページ等により、最新の情報に注意すること
- <対応例>
 - 生徒及びその保護者に丁寧に説明し、理解を得る 等

7 不安を抱える生徒等への対応について

- 生徒の状況を適切に把握し、新型コロナウイルス感染症に対する不安を抱える生徒がいる場合には、必要に応じてスクールカウンセラー等を活用するなど組織的に対応すること。
- 新型コロナウイルス感染症を理由とした偏見によるいじめが発生することがないよう、いじめ防止対策推進法やいじめ防止基本方針等に則り、適切に対応すること。

8 ALTの勤務について

- 労働者派遣により各学校に派遣する契約となっているため、あらかじめ設定した勤務時間内で勤務させ、活用すること。

9 連絡体制の確立について

- 各学校の実情に応じて、生徒、保護者に連絡できる体制を整えること。

10 学校施設開放について

- 概ね4月中は通常どおりの教育活動が行われない状況であることを踏まえ、学校施

設開放については4月中引き続き中止することとし、その旨を利用団体に丁寧に説明すること。

問合せ先

- (1 保健管理について
- 2 登校日設定に係る留意事項について
- 6 海外から帰国した生徒への対応)

保健体育課

保健安全グループ 赤澤、利波

電話 (045)210-8309 (直通)

- (2 登校日設定に係る留意事項について
- 3 臨時休業中の学習指導について
- 4 学校行事の実施について
- 9 連絡体制の確立について)

高校教育課

教育課程指導グループ 小野、松澤

電話 (045)210-8260 (直通)

保健体育課

学校体育指導グループ 濱田、小松

電話 (045)210-8312 (直通)

- (5 部活動について)

保健体育課

学校体育指導グループ 濱田、小松

電話 (045)210-8312 (直通)

高校教育課高校教育企画室

高校教育企画グループ 櫻井、唐川

電話 (045)210-8254 (直通)

- (7 不安を抱える生徒等への対応について)

学校支援課

県立学校生徒指導グループ 岩崎、石川

電話 (045)210-8295 (直通)

- (8 ALTの勤務について)

高校教育課高校教育企画室

グローバル人材育成グループ 大島、横谷

電話 (045)210-8371 (直通)

- (10 学校施設開放について)

生涯学習課

企画推進グループ 貝戸、比留間

電話 (045)210-8342 (直通)

新型コロナウイルス発生時の対応例

